

第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

開催場所 TKPガーデンシティPREMIUM池袋
東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋4階

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

〈株主総会資料の電子提供制度について〉

株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、株主様の混乱を避けるため、当社は、本年の株主総会について従来どおり株主総会資料を書面でお届けいたしました。

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

株主各位

証券コード 6844

2023年6月7日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 田中 信吉

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、以下に記載のとおり、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shindengen.co.jp/ir/stock/soukai/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新電元工業」又は「コード」に当社証券コード「6844」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 ダイアゲート池袋4階 TKPガーデンシティPREMIUM池袋
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての 決定事項	<p>(1) 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」 <p>従いまして、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。</p> <p>(2) インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

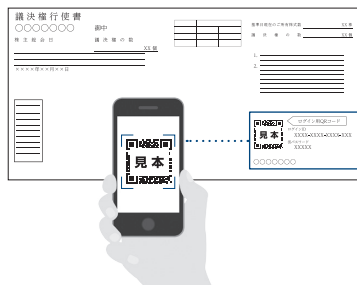
監査報告

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社I.C.J.の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金130円
総額1,340,196,780円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了（重本彰子氏は2023年4月25日付で取締役を辞任いたしました。）となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1	たなか のぶよし 田中 信吉	代表取締役社長 販売統括	再任
2	ほりぐち けんじ 堀口 健治	取締役 兼 専務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管理・安全推進担当	再任
3	うけがわ おさむ 受川 修	常務執行役員 経理・財務・内部監査担当	新任
4	ささき まさひろ 佐々木 正博	常務執行役員 経営企画室長 兼 人事担当	新任
5	にしやま よしひろ 西山 佳宏	-	新任 社外 独立
6	きただい や え こ 北代 八重子	-	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か の ぶ よ し
田 中 信 吉

(1961年7月20日生)



所有する当社株式数

5,159株

再任

略歴、地位、担当

1985年 4月	当社入社	2017年 6月	取締役兼上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当
1992年 9月	シンデンゲン・シンガポール・リミ テッド営業部長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員 営業本部長兼EVP室担当
2006年10月	経営企画室 企画部長	2020年 4月	取締役兼常務執行役員 販売部門統括兼CSR室長
2010年 4月	電子デバイス事業本部電子デバイス 事業管理室管理部長	2022年 4月	取締役兼常務執行役員 販売統括兼エネルギーシステム事業 担当
2010年 7月	電子デバイス事業本部電子デバイス 事業管理室長	2023年 4月	代表取締役社長（現） 販売統括（現）
2011年 6月	執行役員電子デバイス事業本部長		
2015年 6月	執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		
2016年 4月	上席執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		
2017年 4月	上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ほりぐち けんじ
堀口 健治

(1959年11月16日生)



所有する当社株式数

5,188株

再任

略歴、地位、担当

1983年 4月	当社入社	2015年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・品質担当
2000年 4月	機能デバイス事業本部 機能デバイス事業部デバイス設計部長	2016年 4月	取締役兼上席執行役員 生産・品質担当
2003年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 副事業部長兼電子デバイス事業本部 機能デバイス事業部設計部長	2017年 4月	取締役兼上席執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2005年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長 兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 設計部長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2006年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	2019年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・磁性部品担当
2008年 4月	技術開発本部 I C開発センター長	2020年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼磁性部品・環境・I S O推進室担当
2009年 4月	技術開発センター副センター長	2020年11月	取締役兼常務執行役員 工場長兼磁性部品・環境安全・ I S O推進室担当
2010年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長	2022年 4月	取締役兼常務執行役員 技術・品質統括兼磁性部品・ 環境安全・I S O推進担当
2012年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼 S P I S プロジェクト担当	2023年 4月	取締役兼専務執行役員 (現) 技術・品質統括兼磁性部品・ 環境管理・安全推進担当 (現)
2013年 3月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼 S P I S プロジェクト長 兼 S P I S プロジェクト担当		
2013年 4月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長		
2013年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・ 品質・知的財産・パワーモジュール製品担当		
2014年 6月	取締役兼執行役員 技術開発センター長兼技術・生産・品質・ 知的財産・パワーモジュール製品担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、2013年6月より取締役に務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

う け が わ
受 川

お さ む
修

(1961年11月11日生)



所有する当社株式数

2,211株

新任

略歴、地位、担当

1984年 4月	(株)第一勧業銀行入行	2016年 4月	当社入社 執行役員
2001年 9月	同行シンガポール支店副支店長		経理・財務・内部監査担当
2002年12月	(株)みずほコーポレート銀行国際業務管理部 次長	2020年 4月	上席執行役員 経理・財務・内部監査・情報システム担当
2005年 1月	同行台北支店副支店長	2022年 4月	上席執行役員 経理・財務・内部監査担当
2008年 4月	同行国際管理部副部長	2023年 4月	常務執行役員(現) 経理・財務・内部監査担当(現)
2009年 4月	同行アジア業務管理部長		
2011年 6月	(株)みずほフィナンシャルグループ 監査業務部長		
2013年11月	みずほ総合研究所(株)上席執行役員兼教育 事業部長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

受川修氏は、金融機関における国際経験や専門的な知識を有しております。また2016年4月から当社の執行役員として、経理・財務・内部監査等の管理部門の責任者として指揮を執り、主導して参りました。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

受川修氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

さ さ き ま さ ひ ろ
佐々木 正博

(1964年2月20日生)



所有する当社株式数

3,982株

新任

略歴、地位、担当

1987年 4月	当社入社	2013年 6月	執行役員 新エネルギー事業本部長
2006年 4月	パワーシステム事業本部製品開発部長	2015年 6月	執行役員 技術開発センター長兼新エネルギー 技術開発・知的財産担当
2008年 4月	パワーシステム事業本部第1設計部長	2017年 4月	執行役員 技術開発センター長兼品質・知的財 産担当
2009年 2月	パワーシステム事業本部設計部長	2020年 4月	上席執行役員 経営企画室長兼人事担当
2009年10月	パワーシステム事業本部第1設計部長	2023年 4月	常務執行役員 (現) 経営企画室長兼人事担当 (現)
2010年10月	パワーシステム事業本部パワーシ ステム事業部長		
2012年 4月	パワーシステム事業本部副本部長兼 パワーシステム事業本部パワーシ ステム事業部長		
2012年 6月	執行役員 パワーシステム事業本部長兼パワー システム事業本部パワーシステム事 業管理室長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

佐々木正博氏は、主に設計開発部門に携わり工学博士として豊富な経験と実績を有しております。また2012年6月から当社の執行役員として、新エネルギー事業本部長、技術開発センター長、経営企画室長等を歴任し、高度な執行経験を有しております。こうしたことから、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

佐々木正博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

にし やま よし ひろ
西山 佳宏

(1955年9月24日生)



所有する当社株式数

0株

新任

社外

独立

略歴、地位、担当

1978年 4月	日本鉱業(株)入社	2014年 6月	JX日鉱日石金属(株)金属事業本部長
2013年 4月	JX日鉱日石金属(株)常務執行役員 同社金属事業本部副本部長、企画部 管掌		パンパシフィック・銅(株)取締 役副社長兼執行役員
	パンパシフィック・銅(株)常務 執行役員	2015年 6月	日韓共同製錬(株)代表取締役社長 日比共同製錬(株)代表取締役社長
2013年 6月	日韓共同製錬(株)取締役 JX日鉱日石金属(株)取締役兼常務執行 役員		パンパシフィック・銅(株)代表 取締役社長
	パンパシフィック・銅(株)取締 役兼常務執行役員	2016年 1月	JX金属(株)取締役常務執行役員兼金属 事業本部長
		2017年 6月	東邦チタニウム(株)代表取締役社長兼社長 執行役員
		2021年 6月	東邦チタニウム(株)顧問 (現)

重要な兼職

なし

選任理由および期待される役割の概要

西山佳宏氏は、他社の代表取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうしたことから、経営に関して有益なアドバイスを頂けることを期待して、社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

西山佳宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は西山佳宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

候補者番号

6

きた だい や え こ
北代 八重子

(戸籍名：石田 八重子)
(1970年8月18日生)



所有する当社株式数

0株

新任

社外

独立

略歴、地位、担当

2000年10月 弁護士登録
2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員
2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員
2019年 6月 シチズン時計(株)社外監査役(現)

2021年 6月 (株)いなげや社外取締役(現)
2022年 4月 第一東京弁護士会副会長

重要な兼職

弁護士、シチズン時計(株)社外監査役、(株)いなげや社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

北代八重子氏は、弁護士としての専門的な知識ならびに経営に関する高い見識を有しており、これらを活かして、経営に対し指導・助言をいただけることを期待して、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知見や、他社の社外取締役の経験等から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

北代八重子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は北代八重子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役肥後良明および三宅雄一郎の両氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

もり た とし ひで
森田 俊英

(1967年1月5日生)



所有する当社株式数

146株

新任

略歴、地位

1990年 4月	当社入社	2021年 4月	大阪支店長
2015年 4月	シンデンゲン・ユーケー・リミテッド取締役社長	2022年 4月	理事 大阪支店長
2018年 4月	内部監査部長	2023年 4月	理事 (現)

重要な兼職

該当なし

選任理由

森田俊英氏は、国内外の営業部門、内部監査部等で豊富な業務経験と見識を有しております。これらを活かして、当社の経営体制や事業運営に対して適切に監査いただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

特別の利害関係

森田俊英氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者および監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合の経営体制は以下のとおりとなる予定であります。なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

氏名	地位および担当	属性	企業 経営	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	リスク 管理	製造・ 技術・ 研究開 発	営業・ マーケ ティン グ	グロ ーパ ル	ESG
田中 信吉	代表取締役社長 販売統括		●					●	●	●
堀口 健治	取締役 兼 専務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管 理・安全推進担当		●				●			●
受川 修	取締役 兼 常務執行役員 財務・リスクマネジメン ト統括 兼 経理・内部監査担当		●	●		●			●	
佐々木 正博	取締役 兼 常務執行役員 生産・SCM統括 兼 経営企画室長 兼 人事担当		●				●			
西山 佳宏	取締役	社外 独立	●						●	
北代 八重子	取締役	社外 独立			●					
森田 俊英	常勤監査役		●			●		●	●	
二瓶 晴郷	監査役	社外 独立	●	●					●	
辻 さちえ	監査役	社外 独立		●		●				

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める常勤監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ち ば し ょ う じ
千葉 昌 治

所有する当社株式数

2,319株

(1965年6月25日生)

略歴、地位

1988年 4月	当社入社	2020年 4月	執行役員 (現)
2010年 4月	経営企画室 企画部長		総務部長兼法務部長 (現)
2014年 4月	経理部長		

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、経済活動に持ち直しの動きが見られました。一方、地政学リスクに起因する物価の高騰や原材料・エネルギー価格の上昇、為替の急激な変動など、不安定な状況が続きました。

当社グループは2022年度から2024年度までの3ヶ年を期間とした第16次中期経営計画を策定し、経営方針に「稼ぐ体質づくり」、「伸長事業拡大の布石」、「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」を掲げました。モビリティ分野において環境対応車向けにパワーモジュールやDC/DCコンバータの新製品を投入したほか、EV充電器のラインナップ拡充や二輪EV向けPCU（パワーコントロールユニット）を開発しました。また、新しいビジネスモデルの創出を目指しデジタルトランスフォーメーションの推進体制を構築するなど、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めております。

このようななか、当連結会計年度の売上高はモビリティ分野の伸長や価格転嫁を進めたことのほか円安効果もあり101,007百万円（前期比9.6%増）、営業利益は増収効果があったものの、材料費・電気料金の高騰や棚卸評価損、品質保証に関する費用の計上などにより3,621百万円（前期比34.9%減）、経常利益は為替差益が発生したことなどにより4,326百万円（前期比25.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の取り崩しや遊休資産の減損などにより1,644百万円（前期比72.1%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は37,232百万円（前期比2.3%増）、営業利益は2,944百万円（前期比41.6%減）となりました。

パワー半導体はサプライチェーンの混乱や中華圏における景気低迷で伸び悩んだものの、円安基調が進んだことにより増収を確保しました。損益面においては、生産能力増強のための労経費増加や材料費・電気料金の高騰があったほか、不採算製品の整理に伴う棚卸評価損を計上したことなどにより減益となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

【電装事業】

電装事業の売上高は56,984百万円（前期比22.5%増）、営業利益は5,281百万円（前期比25.5%増）となりました。

主力の二輪向け製品は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷した前期から大幅に伸長し、四輪向け製品は新製品投入効果により増加しました。くわえて為替相場が円安に推移したことで増収となりました。損益面においては、材料費・物流費の高騰や品質保証に関する費用の計上があったものの、増収や円安効果などにより増益となりました。

【その他】

その他の売上高は6,790百万円（前期比26.8%減）、営業損失は72百万円（前期は196百万円の利益）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として長期借入金により4,400百万円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、4,924百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業において生産能力拡大投資や維持更新投資を実施したことや電装事業において生産能力拡大投資を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	期 別	第97期	第98期	第99期	第100期
		2019年度	2020年度	2021年度	(当連結会計年度) 2022年度
売 上 高	百万円	92,965	80,437	92,168	101,007
経常利益又は経常損失（△）	百万円	1,598	△1,164	5,828	4,326
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	百万円	△4,156	△5,561	5,902	1,644
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	円	△403.48	△539.73	572.70	159.56
総 資 産	百万円	121,560	127,806	135,041	138,092
純 資 産	百万円	53,211	49,413	57,229	62,539

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 権 議 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス
新 電 元 ス リ ー イ ー 株 式 会 社	25 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 熊 本 テ ク ノ リ サ ー チ 株 式 会 社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス
ラ ン プ ー ン ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	300,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造
シ ン デ ン ゲ ン ・ フ ィ リ ピ ン ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	10,276 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 製 造
ピー テ ィ ー ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	303,150 百 万 IDR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン デ ィ ア ・ プ ラ イ ベ ー ト ・ リ ミ テ ッ ド	1,390 百 万 INR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ベ ト ナ ム ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	151,456 百 万 VND	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司	48,200 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン (タ イ ラ ン ド) カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	102,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
新 電 元 (上 海) 電 器 有 限 公 司	33,153 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ア メ リ カ ・ イ ン コ ー ポ レ イ テ ッ ド	1,000 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新 電 元 (香 港) 有 限 公 司	1,500 千 HKD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ユ ー ケ ー ・ リ ミ テ ッ ド	141 千 EUR	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ シ ン ガ ポ ー ル ・ ピー テ ィ ー イ ー ・ リ ミ テ ッ ド	108 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売

(4) 対処すべき課題

① 経営理念と企業ミッション

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

② 経営環境及び対処すべき課題等

昨今、市場のニーズや価値観が多様化する一方、地球温暖化など気候変動や、資源枯渇といった地球規模で進行しつつある社会的課題は、市場経済にも影響を及ぼし始めています。このような状況下、当社が果たすべき役割を土台に、企業として“ありたい姿”を定めた長期的な経営ビジョンを策定し、それらに紐づく施策を中期経営計画や年次経営計画と連動させることで、中長期にわたる持続的な成長サイクルを確立してまいります。

□長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献することが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。

<長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

□第16次中期経営計画

2022年度から2024年度までの3ヶ年を期間とする「第16次中期経営計画」では、経営方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定め、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、「長期ビジョン2030」で掲げるありたい姿に向け、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進してまいります。

経営方針の実現に向けて、各施策の遂行にあたっては、デジタルトランスフォーメーションを広く活用してまいります。

□2024年度の経営目標（連結）

- ・売上高 1,180億円
- ・営業利益率 6.6%
- ・ROE 8.3%
- ・ROA 3.5%

- ・設備投資額（3ヶ年累計） 220億円
- ・研究開発費（3ヶ年累計） 180億円

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、サイダック、パワーMOSFET、パワーIC、パワーモジュール
電装	二輪車用ECU、二輪車用レギュレータ/レクチファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC/DCコンバータ、四輪車用ECU、発電機用インバータ
その他	通信機器用電源装置、蓄電システム、EV急速充電器・普通充電器、ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国 内	大阪支店 (大阪府大阪市) 名古屋支店 (愛知県名古屋市) 朝霞事業所 (埼玉県朝霞市)
	海 外	ソウル営業所 (大韓民国)
子 会 社	国 内	株式会社秋田新電元 (秋田県由利本荘市) 株式会社東根新電元 (山形県東根市) 株式会社岡部新電元 (埼玉県深谷市) 新電元エンタープライズ株式会社 (埼玉県朝霞市) 新電元スリーイー株式会社 (埼玉県飯能市) 新電元熊本テクノリサーチ株式会社 (熊本県菊池郡菊陽町)
	海 外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド (タイ王国) シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション (フィリピン共和国) ピーティー・シンデンゲン・インドネシア (インドネシア共和国) シンデンゲン・インドア・プライベート・リミテッド (インド共和国) シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド (ベトナム社会主義共和国) 広州新電元電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン (タイランド) カンパニー・リミテッド (タイ王国) 新電元 (上海) 電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド (米国) 新電元 (香港) 有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・ユーカー・リミテッド (英国) シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド (シンガポール共和国)

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数 (名)	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
デバイス事業	2,965 (132)	4名減 (6名増)
電装事業	1,825 (1,163)	69名増 (215名増)
その他	263 (132)	26名増 (11名減)
全社共通	311 (25)	5名増 (4名減)
合計	5,364 (1,452)	96名増 (206名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
3. 全社共通として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
996名 (103)	33名増 (6名増)	43.02歳	17.93年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーや契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。

※ 当招集ご通知より、「使用人の状況」から「従業員の状況」に記載内容を変更しております。前期比較につきましては、前期の従業員数と比較しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,920百万円
株式会社三井住友銀行	5,710
株式会社埼玉りそな銀行	4,160
株式会社三菱UFJ銀行	3,375

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド (非連結子会社) は、2022年9月13日付で清算終了いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	9,782名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	1,336千株	12.96%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	1,022	9.92
中央日本土地建物株式会社	502	4.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	481	4.67
株式会社日本カストディ銀行 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	356	3.46
朝日生命保険相互会社	325	3.16
新電元工業協力会社持株会	266	2.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	206	2.00
損害保険ジャパン株式会社	200	1.94
新電元工業従業員持株会	193	1.87

(注) 持株比率は自己株式 (普通株式29,678株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 2,622株	4名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における位地	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木吉憲	
取締役専務執行役員	根岸康美	コーポレート部門統括
取締役兼常務執行役員	堀口健治	技術・品質統括 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進室担当
取締役兼常務執行役員	田中信吉	販売統括 兼 エネルギーシステム事業担当
取締役	橋元秀行	公認会計士、税理士 (株)シルバーライフ 社外取締役（監査等委員）
取 常勤 監査役	重本彰子 肥後良明	
監査役	三宅雄一郎	弁護士 山洋電気(株) 社外取締役 旭有機材(株) 社外取締役（監査等委員）
監査役	二瓶晴郷	(株)JCU 社外監査役
監査役	辻さちえ	公認会計士 (株)ビズサプリ 代表取締役 SBSホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員） 大塚ホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役橋元秀行氏および取締役重本彰子氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三宅雄一郎氏、監査役二瓶晴郷氏、および監査役辻さちえ氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役橋元秀行氏、取締役重本彰子氏、並びに監査役三宅雄一郎氏、監査役二瓶晴郷氏、および監査役辻さちえ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役二瓶晴郷氏は、金融機関における国際業務を含めた長年にわたる実務経験があり、監査役辻さちえ氏は公認会計士としての専門的な知識・経験があり、両氏共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役重本彰子氏は、2023年4月25日をもって、辞任により退任いたしました。また同氏は、2022年8月31日をもって早稲田大学准教授を退任しております。なお、早稲田大学と当社の間には、取引関係はありません。

6. 下記のとおり、取締役の地位および担当等の異動を行っております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田中 信吉	取締役 兼 常務執行役員 販売統括 兼 エネルギーシ ステム事業担当	代表取締役社長 兼 販売統 括	2023年4月1日
鈴木 吉憲	代表取締役社長	代表取締役	2023年4月1日
堀口 健治	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 磁性部品・環境安全・I SO推進室担当	取締役 兼 専務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境管理・安 全推進担当	2023年4月1日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

(2)保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

③ 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100百万円 (14)	91百万円 (14)	— (—)	9百万円 (—)	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	49 (23)	49 (23)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	149 (37)	140 (37)	— (—)	9 (—)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額9百万円（取締役（社外取締役を除く）4名9百万円）であります。
 3. 2023年3月13日開催の取締役会決議により、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」を改定しておりますが（改定後の内容は（3）に記載のとおり）、上記報酬等の総額等は、従前の決定方針により支給されたものであります。

4. 2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・ 監査役 1名 6百万円 (うち社外監査役 1名 6百万円)

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議について、取締役の金銭報酬の限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また別枠で、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を含む）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成し、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と中長期および年度の業績等に応じた変動報酬（業績連動報酬）等で構成する。

b. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、b項基本報酬（固定報酬）と合わせ、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、中長期および年度の業績等を反映した金銭報酬とし、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

業績連動報酬等は、短期的な業績指標、中期的な業績指標、長期的且つESG視点の指標を組み合わせ、役位等に応じて報酬金額に反映させるものとする。

なお、業績不振の場合には、別途報酬カットを実施する場合がある。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で決議された上限額（年額60

百万円以内)の範囲内において、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、報酬の一部を譲渡制限付株式として付与するものとする。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位等を基にして月額基準を定めた内規に従い、指名・報酬委員会の答申を基に取締役会にて決定するものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については業績連動部分の評価について指名・報酬委員会の審議結果を取締役会にて審議した上で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとする。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役橋元秀行氏は、株式会社シルバーライフの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。株式会社シルバーライフと当社との間には、取引関係はありません。

監査役三宅雄一郎氏は、山洋電気株式会社の社外取締役、および旭有機材株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。山洋電気株式会社と当社との間には製品販売等の取引関係があります。旭有機材株式会社と当社の間には、取引関係はありません。

監査役二瓶晴郷氏は、株式会社JCUの社外監査役を兼務しております。株式会社JCUと当社との間には、取引関係はありません。

監査役辻さちえ氏は、株式会社ビズサプリの代表取締役、SBSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、および大塚ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ビズサプリ、SBSホールディングス株式会社、および大塚ホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・ 取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、取締役橋元秀行氏が12回、取締役重本彰子氏が10回出席し、それぞれ専門的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役三宅

雄一郎氏が13回、監査役二瓶晴郷氏が13回、監査役辻さちえ氏が13回出席し、専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は12回開催され、監査役三宅雄一郎氏が12回、監査役二瓶晴郷氏が12回、監査役辻さちえ氏が11回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 取締役重本彰子氏は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において選任されたため、出席すべき取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。重本彰子氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役橋元秀行氏および重本彰子氏、並びに監査役三宅雄一郎氏、二瓶晴郷氏および辻さちえ氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	64百万円	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意思決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
- (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
- (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
- (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
 - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
 - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定及び監督機能に注力します。
 - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
 - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
- 監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
 - (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
 - (4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないとは認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
 - (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 内部統制システムについて

コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会およびコンプライアンス部門にて関連規定を整備し、当社グループのコンプライアンスに関する課題に対応するとともに、問題発生未然防止に努めております。

② リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、動向を注視し、情報の収集と状況の把握につとめています。当社従業員ならびに関係者各位の安全・健康確保を最優先にテレワークの導入や安全衛生管理の徹底など、感染拡大防止に向けた取組みも実施しております。

③ 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

④ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

⑤ 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を12回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様にご株主の株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

(1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、持続的に成長していくことに主眼をおき、2030年度を見据えた「長期ビジョン2030」を掲げ、2024年度までの「第16次中期経営計画」の方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と決めました。当方針のもと、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進し、価値ある企業を目指してまいります。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

そして、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、一部の文言を修正した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役会の恣意的判断を排除することを明確化するため、独立委員会を新たに設置し、その勧告を最大限尊重する仕組みとする等、プランの一部を変更した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。なお、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代理案立案と並行して、独立委員会は対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。また、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト
(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	138,092	(負債の部)	75,553
流動資産	85,440	流動負債	32,462
現金及び預金	25,147	支払手形及び買掛金	17,668
受取手形及び売掛金	19,421	短期借入金	5,895
商品及び製品	11,318	1年内償還予定の社債	1,500
仕掛品	6,085	リース債務	375
原材料及び貯蔵品	17,465	未払法人税等	239
その他	6,026	賞与引当金	965
貸倒引当金	△23	資産除去債務	80
固定資産	52,652	その他	5,737
有形固定資産	35,553	固定負債	43,091
建物及び構築物	17,287	社債	2,350
機械装置及び運搬具	9,266	長期借入金	26,780
土地	4,357	リース債務	629
リース資産	693	繰延税金負債	2,707
建設仮勘定	1,820	退職給付に係る負債	8,594
その他	2,126	製品保証引当金	1,180
無形固定資産	684	資産除去債務	801
ソフトウェア	622	その他	47
リース資産	2	(純資産の部)	62,539
その他	59	株主資本	56,010
投資その他の資産	16,414	資本金	17,823
投資有価証券	14,876	資本剰余金	7,733
繰延税金資産	659	利益剰余金	30,563
退職給付に係る資産	90	自己株式	△109
その他	831	その他の包括利益累計額	6,528
貸倒引当金	△42	その他有価証券評価差額金	2,559
資産合計	138,092	為替換算調整勘定	893
		退職給付に係る調整累計額	3,076
		負債及び純資産合計	138,092

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	101,007
売上原価	83,222
売上総利益	17,784
販売費及び一般管理費	14,163
営業利益	3,621
営業外収益	
受取利息	198
受取配当金	404
雑収益	817
営業外費用	
支払利息	253
雑損失	462
経常利益	715
特別利益	4,326
投資有価証券売却益	67
特別損失	
減損損失	320
税金等調整前当期純利益	320
法人税、住民税及び事業税	1,150
法人税等調整額	1,277
当期純利益	4,073
親会社株主に帰属する当期純利益	1,644
	1,644

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,823	7,733	29,949	△117	55,388
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,030		△1,030
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,644		1,644
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		9	9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	614	7	621
当 期 末 残 高	17,823	7,733	30,563	△109	56,010

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 累 計 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,396	△871	314	1,840	57,229
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,030
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,644
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	162	1,764	2,761	4,688	4,688
当期変動額合計	162	1,764	2,761	4,688	5,310
当 期 末 残 高	2,559	893	3,076	6,528	62,539

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	107,926	(負債の部)	65,766
流動資産	68,625	流動負債	25,600
現金及び預金	15,106	電子記録債権	3,228
受取手形	37	買掛金	7,638
電子記録債権	1,847	短期借入金	5,895
掛金	19,311	1年内償還予定の社債	1,500
製品	6,818	未払金	1,525
半製品	865	未払法人税等	49
材料	7,193	未払費用	256
仕掛品	908	預り金	4,124
前払費用	153	賞与引当金	501
関係会社短期貸付金	7,761	資産除去債務	80
未収消費税	4,387	リース債務	120
未収消費税	4,215	その他の負債	680
貸倒引当金	21	固定負債	40,166
	△3	社債	2,350
固定資産	39,300	長期借入金	26,780
有形固定資産	15,752	リース債務	245
建物	11,289	繰延税金負債	213
構築物	626	退職給付引当金	8,709
機械及び装置	1,057	製品保証引当金	1,180
車両運搬具	1	資産除去債務	687
工具器具備品	617	(純資産の部)	42,159
土地	1,165	株主資本	39,600
建設仮勘定	319	資本金	17,823
無形固定資産	550	資本剰余金	7,733
電話加入権	18	資本準備金	6,031
ソフトウエア	497	その他資本剰余金	1,702
リース資産	2	利益剰余金	14,153
その他資産	31	その他利益剰余金	14,153
投資その他の資産	22,998	繰越利益剰余金	14,153
投資有価証券	11,362	自己株式	△109
関係会社株	9,532	評価・換算差額等	2,558
出資	0	その他有価証券評価差額金	2,558
関係会社出資	1,688		
長期前払費用	5		
長期前払費用	14		
貸倒引当金	435		
	△41		
資産合計	107,926	負債及び純資産合計	107,926

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	81,793
売上原価	72,594
売上総利益	9,199
販売費及び一般管理費	9,831
営業損失	631
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,011
雑収益	1,628
営業外費用	
支払利息	257
雑損失	427
経常利益	1,324
特別利益	
関係会社株式売却益	145
固定資産売却益	65
特別損失	
減損損失	320
関係会社支援損	227
関係会社株式評価損	87
税引前当期純利益	901
法人税、住民税及び事業税	261
法人税等調整額	331
当期純利益	307

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	17,823	6,031	1,702	7,733	14,875	14,875	△117	40,315
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,030	△1,030		△1,030
当 期 純 利 益					307	307		307
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			9	9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	△722	△722	7	△715
当 期 末 残 高	17,823	6,031	1,702	7,733	14,153	14,153	△109	39,600

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 資 産 計 合
	当 期 首 残 高	
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△1,030
当 期 純 利 益		307
自 己 株 式 の 取 得		△1
自 己 株 式 の 処 分		9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	162	162
当 期 変 動 額 合 計	162	△552
当 期 末 残 高	2,558	42,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 立石 康人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 康 人
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、往査或いはインターネット等を経由した手段も活用しながら、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査上の主要な検討事項についても監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 良 明

監 査 役 三 宅 雄 一 郎

監 査 役 二 瓶 晴 郷

監 査 役 辻 さ ち え

(注) 監査役三宅雄一郎、監査役二瓶晴郷及び監査役辻さちえは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

TKPガーデンシティPREMIUM池袋

東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイアゲート池袋 4F

交通

西武池袋線

池袋駅 西武南口 徒歩1分

JR山手線

東京メトロ 有楽町線
丸ノ内線
副都心線

池袋駅 東口 徒歩5分



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。

